

「派遣切り・雇い止めホットライン」を開催して

消費者保護委員会委員長 岡 正 人

日本弁護士連合会及び和歌山弁護士会主催で、平成21年3月9日、和歌山弁護士会館において、「派遣切り・雇い止めホットライン」が開催されました。これは日弁連から各单位会及び連合会に開催の要請があり、全国一斉に開催されたものです。以下、準備内容や相談結果について報告します。

1 実施の趣旨・目的

アメリカの金融危機に端を発した経済不安の中で、派遣労働者ら非正規雇用者の切り捨てが全国各地で急速に拡大しています。また、失職と同時に、派遣会社の寮から退去を余儀なくされて、ホームレス状態になる人も増加しています。厚生労働省の調査によれば、2008年10月から2009年3月までの間に少なくとも3万人以上の非正規雇用労働者が職を失うと予想されており、特に年度末である2009年3月においては、一層深刻な事態になることが懸念されていました。

昨年6月にも日弁連の呼びかけにより、全国一斉の「非正規労働・生活保護ホットライン」を実施しましたが、そこでは全国から約1万2000ものコールが各单位会に殺到し、そのうち会場につながった約1300件の相談に対応しました。相談内容としては突然の解雇、雇い止めの通告、住居喪失、生活保護などに関する深刻な相談が相次ぎました。

そこで、当会においても年度末を控えたこの時期において上記ホットラインを実施する

ことになりました。

2 実施内容

(1) 事前準備

日弁連よりホットライン開催の要請を受けた執行部は人権擁護委員会と消費者保護委員会に開催を打診し、両委員会が担当することとなり、ホットライン当日には両委員会より11名の委員を派遣することとなりました。

その上で、3月5日午後5時30分から午後8時30分まで、和歌山弁護士会館において、日弁連とTV会議システムを接続し、上記ホットライン実施に向けた事前研修会を開催しました。この勉強会では「非正規雇用を中心とした労働問題にどう対応するのか」「当面の生活費や住居をどう確保するのか」といった普段の業務ではあまり携わることのない法律問題について研修を行いました。

(2) 実施内容

当日は2回線の電話を準備し、電話による相談を受けるとともに、来所による相談に対応すべく相談ブースを設け、相談対応に当たりました。そのため、常時3名以上の会員が常置する体制を取っていました。相談時刻は午後1時から午後4時までで、日弁連が準備した電話番号に電話をすれば、最寄りの弁護士会に転送されるという方式で電話相談を実施しました。

(3) 相談結果

上記のような万全の相談体制であったにもかかわらず、残念ながら相談件数は電話相談2件と来所相談1件のわずか3件のみでした。

3 結語

以上のとおり、残念ながら相談件数自体はわずかなものでした。しかしながら、上記ホットラインに向けての事前研修会には各担当者のみならず、多数の会員の出席があり、派遣切りや雇い止めといった喫緊の問題に対し

て協会として取り組んだことについては、今後、和歌山における派遣切り・雇い止め問題に対処していくにあたっては大きな一歩であったと思っています。

なお、協会主催ではないものの、協会会員も参加した「なんでも相談村」（平成21年3月20日実施）においては、26名の相談者が来られ、そのうち24名について生活保護申請を行ったことが報告されています。

今回の相談会が派遣切り・雇い止め問題の解決の一助になってくれることを望んでいます。